

添付資料5-6 廃棄物収集・管理及び害虫防除に係る要求水準

(1) 廃棄物収集に係る要求水準

項 目	要 求 水 準
廃棄物の収集	<p>以下に基づき、日常清掃実施時に廃棄物の収集を行う。</p> <p>(a) 各階のごみ集積場及び共用部分でごみ収集の対象となる室等に、適切に分別収集できるよう、ごみ容器を設置するとともに、ここに廃棄された廃棄物を収集してごみ置室に集積する。なお、ごみ容器内には収集用のビニール袋を敷き込み、ごみ容器の衛生環境を確保する。</p> <p>(b) 喫煙スペースに、吸殻入れを設置するとともに、廃棄された吸殻等を収集して、ごみ置室に集積する。</p> <p>(c) 上記 (a) 及び (b) にて収集・集積したごみをごみ処理室に運搬・集積する。</p>

(2) 廃棄物管理に係る要求水準

項 目	要 求 水 準
事業系一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ置室に集積された廃棄物が蓄積しないよう管理を行う。 ・ ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置室内の衛生環境を確保する。 ・ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行う。 ・ 集積量のごみ置室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。
資源化可能な古紙類（段ボール、新聞、雑誌、紙パック等）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源化可能な古紙類とその他可燃ごみと分別し、集積された資源化可能な古紙類が散乱しないよう管理を行う。 ・ 資源化可能な古紙類の集積量が収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。
産業廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ・ ごみ置室に集積された廃棄物が蓄積しないよう管理を行う。 ・ ごみ容器を設置するとともに、ビニール袋を敷き込む等により、ごみ容器及びごみ置室内の衛生環境を確保する。 ・ 廃棄物は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づき、適正に管理を行う。 ・ 集積量のごみ置室の収容能力を超える予見がなされるときは、速やかに国に報告する。

(3) 害虫防除に係る要求水準

項 目	要 求 水 準
害虫防除	<ul style="list-style-type: none"> ・ ねずみ、昆虫等の発生の調査及び防除を行い、衛生的な環境を維持する。